

県立高校等 学校司書 臨時的任用職員 & 非常勤職員

登録者募集！

県立高校等では、出産休暇や休職などにより、学校司書の代替が必要な場合、学校司書の臨時的任用職員及び非常勤職員の登録者の中から、必要に応じて任用しています。（申込方法等は裏面へ）

< 臨時的任用職員 >

- (1) 給与：163,339 円（地域手当含）（最終学歴高卒の給与例。29.4.1現在）。正規職員に準じて通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等を支給
- (2) 勤務時間：8時30分から17時
（学校によって異なる場合あり）
- (3) 任用期間：育児休業取得職員の代替の場合、1年以内。その他の任用の場合は6か月以内で、さらに、6か月以内で更新もあり。
- (4) 休暇：勤務期間に応じて年次休暇取得
（任用期間が6ヶ月の場合有給休暇は8日）

< 非常勤職員 >

- (1) 給与：1,230円/時間（高卒から12年以上経過した方の時間給の例。29.4.1現在）。その他通勤手当、給与の加給（勤務日数による）を支給
- (2) 勤務時間：学校により異なる
- (3) 任用期間：任用事由により異なる
- (4) 休暇：勤務期間に応じて年次休暇取得

非常勤職員は、主に県立高校の定時制の時間帯に働いていただくことを想定しています。

問合せ先

神奈川県教育委員会教育局総務室人事グループ

電話：045 - 210 - 8034

1 申込資格

司書の資格を有する方又は取得見込みの方（なお、司書の資格の取得見込みの方の採用は、資格取得後になります。）

地方公務員法第16条の規定に該当する次の人は登録できません。

- ・ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 神奈川県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

2 申込書類・方法

(1) 申込書類

- ア 市販の履歴書1通（写真貼付のもの）
- イ 司書の資格を証する書類（写し可）

(2) 申込方法

神奈川県教育委員会教育局総務室人事グループに(1)の申込書類を持参してください。

書類持参の際に、簡単な面談を行いますので、必ず電話で事前予約をお願いします。

登録の有効期間は、提出日から2年間です。登録の継続を希望する場合には、再度申込が必要です。

< 申込先 >

〒231-8509

神奈川県横浜市中区日本大通33

住宅供給公社ビル4階

神奈川県教育委員会教育局

総務室人事グループ 宛て

電話 045-210-8034

< 事前予約 受付時間 >

8時30分から17時15分（土日祝日は除く）



3 任用について

登録後の任用は、諸条件（司書の代替を必要とする学校があること等）が満たされた場合のみに限られています。

そのため、登録いただいても任用されないことがあります。

任用をお願いする場合には、教育局総務室から登録者に連絡をいたします。

（任用先は、主に県立高校です。）

< 任用までの主な流れ >

